

令和5年度(2023年度)第4回北海道子どもの未来づくり審議会 議事録【未定稿】

日 時：令和6年(2024年)1月30日(火) 15:30～16:50
場 所：かでる2.7 1040会議室
出席者：別添「出席者名簿」のとおり
議 題：別添「次第」のとおり

《開会》

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

それでは定刻になりましたので、ただ今から「令和5年度第4回北海道子どもの未来づくり審議会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます、保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課課長補佐の夕下でございます。よろしくお願ひいたします。

それではまずははじめに、開会に当たりまして、保健福祉部子ども応援社会推進監から一言ご挨拶申し上げます。

【保健福祉部 野澤子ども応援社会推進監】

皆さんこんにちは。子ども応援社会推進監の野澤です。

今日はお寒い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また日頃から子ども政策を始めまして、道の保健福祉行政の推進に当たりましてご支援とご協力を賜りますことに心よりお礼申し上げます。

国におきましては、「こども大綱」それから「こども未来戦略」が先月閣議決定されたところでございます。本日は、この「こども大綱」などを踏まえました道の少子化対策推進条例や子どもの未来づくり北海道計画の今後の方向性に加えまして、困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画、これは仮称でございますが、の案につきましてご審議をお願いしたいと思っております。

委員の皆様方には忌憚ないご意見をいただきますよう、よろしくお願いします。本日はどうぞよろしくお願いします。

《審議会成立宣言》

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

本日は2名の方々から所用により欠席する旨のご連絡をいただいておりまして、山田智子委員におかれまして、遅れて参加いただけになるかと思います。

現時点で、12名、後ほど13名になるということで、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第27条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

次に配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料でございますが、会議次第、出席者名簿、審議事項等の資料として、次第の下段に記載しておりますとおり、資料1から参考資料4までを配布させていただいておりまして、そのほか第4期子ども未来づくり北海道計画の冊子もお配りさせていただいております。お手元の資料に不足などございませんでしょうか。もしございましたら、事務局の方にお申し付けいただければと思います。

続きまして、本日の会議日程になりますけれども、次第にあります報告事項が3件、審議事項が4件となっておりまして、終了時間はおおむね17時30分を予定しております。

なお、審議会終了後ですが、事前にお知らせしておりましたとおり、委員の皆様による意見交換の場を設けさせていただきたいと考えておりますので、後ほどまたアナウンスをさせていただきます。

それではこれ以降の議事進行につきましては川田会長にお願いしたいと思います。

『報告事項』

【川田会長】

それでは皆さんどうぞよろしくお願いいいたします。早速ですが、報告事項（1）「子ども大綱」について、（2）「子ども未来戦略」について、（3）北海道における気運醸成の取組について、これら一括して事務局から説明をお願いいたします。

【子ども政策企画課 三和係長】

子ども政策企画課の三和と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。着席して説明させていただきます。私からは報告事項（1）「子ども大綱」について、報告事項（2）「子ども未来戦略」について説明させていただきます。それでは資料1をご覧ください。

まず、「子ども大綱」についてですが、子ども基本法に基づき、子ども施策を総合的に推進するために、子ども施策に関する基本的な方針、重要事項を定め、大人が中心となっている社会の形を、「子どもまんなか」へと変えていくといった大きな方向性を示すものでありまして、昨年12月22日に閣議決定されました。

これまで別々に作られてきた3つの大綱が束ねられまして、「子ども大綱」に一元化されたところです。資料下段をご覧ください。

「子ども大綱が目指す『子どもまんなか社会』」についてです。子ども基本法の目的を具体化する形で、全ての子ども・若者が身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会とされています。

その上で、こどもや若者の目線で見たその具体的な姿が、「全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知識を身につけながら、心身ともに健やかに成長できる」など、次のページの上段にかけまして、細分化されております。

こうしたこどもまんなか社会の実現は、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要でありまして、さらにはその結果として少子化、人口減少の流れを大きく変えたり、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の幸福と持続可能性を高めることに繋がる。すなわち、こどもまんなか社会の実現が、全ての人にとって社会的価値が創造され、その幸福が高まることに繋がることが示されております。

次に、「こども施策に関する基本的な方針」についてです。こどもまんなか社会の実現に向けて、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」など、6つの柱を基本的な方針としております。

次のページをご覧ください。こども施策に関する重要事項です。こちらにつきましては、こども・若者の目線でわかりやすく示すため、ライフステージ別に提示されております。まず、「ライフステージを通じた重要事項」としまして、「こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」など、7つの項目が挙げられています。

次に「ライフステージ別の重要事項」です。「子どもの誕生前から幼児期まで」「学童期・思春期」「青年期」に分けて、ライフステージに応じた重要事項が整理されています。

次のページをご覧ください。「子育て当事者への支援に関する重要事項」につきましては、これらとは別の項目立てがされておりまして、経済的負担の軽減や、共働き・共育ての推進等が提示されています。朱書きの内容につきましては、「こども未来戦略」における具体的な施策を記載しております。

資料中程の「1 こども・若者の社会参画・意見反映」ですが、朱書きのとおりこどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要とされております。

少々、資料飛びまして次のページの下段をご覧ください。「こども大綱における目標指標」です。大綱では、こどもまんなか社会の実現に向け、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標や、こども・若者などが置かれた状況等を把握するための指標が設定されております。こども大綱についての説明は以上となります。

続きまして資料 2 をご覧ください。「こども未来戦略」についてです。こども未来戦略は、基本的考え方に基づき、これまでにない規模で、全てのこども・子育て世帯を対象に、ライフステージ全体を俯瞰して切れ目ない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策を推進していくものです。

次元の異なる少子化対策としまして「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意

識を変える」、「全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援する」といった3つの基本理念としまして、「若者・子育て世代の所得の向上」と「次元の異なる少子化対策」を「車の両輪」として進めていくことが重要としています。

こども・子育て施策の課題につきましては、「若い世代が結婚・子育ての将来展望が描けない」など、3つの課題が挙げられています。これらの課題解決に向けた主な支援策を次のページに整理しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。私からの説明は以上です。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

続きまして、北海道における気運醸成の取組についてご説明申し上げます。私は子ども政策企画課の菅谷と申します。資料3をご覧ください。

項目の1と2につきましては、昨年7月の本審議会で、取組開始後1～2ヶ月の初期段階の取組についてご説明いたしたところでございますが、今日はその後の進捗状況ということが主での説明になります。

まず、「こどもファスト・トラック」についてですけれども、取組の趣旨としては、こどもや子育てに優しい社会づくりのため、妊娠中の方や子ども連れの方に配慮を行う取組ということで、これらの方々に対する窓口等での優先案内を、国は一部の施設で開始したものでございますけれども、道はそれを膨らませまして、二つ目の白丸の下の4つの黒ポツの取組としまして実施することとしたものです。

昨年9月の時点で、全ての道立施設で、各施設の状況に応じて、いずれか1つ以上の取組を実施しているという状況でございまして、その内容につきましては一覧にして、道のホームページで公表しているところでございます。

このようにしまして、まさに道が率先して取り組むということをした上で、道内自治体、企業等にも取組を呼びかけているところでございますけれども、呼びかけ先の対象としましては、「赤ちゃんのほっとステーション」の設置企業ですか、「ほっかいどう応援団会議」への参加企業、あるいは道の各部局で所管する関係団体等に呼びかけを行っているほか、様々な会議において資料等を配布しまして、取組への呼びかけを行ってきているところでございます。

次に2番目の「こどもまんなか応援サポーター」についてですけれども、概要としては、こどもたちのためにという考え方を常に持って、「子どもたちのための社会を実現する」という考え方賛同して、自らも行動を起こす個人、団体・企業、自治体等を「こどもまんなか応援サポーター」として推進していくというもので、これも気運醸成の一環でございます。

状況としましては、昨年6月に鈴木知事が記者会見の場で「こどもまんなか応援サポーター」を宣言したほか、同時期に道内のスポーツ3団体もサポーター宣言を行いました。

その後、道内自治体、企業等に参加を呼びかけまして、道のホームページで各企業等の

宣言を紹介するということをしたところ、1月 25 日時点で、36 社に宣言いただきまして、お名前ですとか、取組を掲載しているところでございます。道の方で把握している宣言を行っている企業・団体については計 39 社ということになっております。

3 番目ですが、「『こどもまんなかアクション』リレーシンポジウム in 北海道」の開催についてのご報告です。

先週の月曜日 22 日に札幌市内で開催いたしまして、主催は札幌市と道で、こども家庭庁が共催ということで開催いたしました。

目的としましては、こども家庭庁が全国の自治体に開催を呼びかけまして、札幌市と道で手を挙げまして、全国 6 か所目の開催となったところでございます。

実施状況としましては、「こどもまんなか社会の実現のために」ということで玉川大学の大畠生田教授の基調講演のほか、こどもや子育てに関わる様々な人が行っている取組につきまして、事例発表を行っていただいたほか、本日の審議会の会長でいらっしゃる川田先生のコーディネートによりまして、意見交換を実施いたしました。

その他、こども家庭庁による行政説明も行っていただいたところです。オンライン参加を含めまして約 200 名に参加していただきました。

また、「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」の愛称発表と考案者の表彰も実施しております。愛称は「こもりん」という愛称に決まったところでございまして、この愛称がつくることで、より親しみやすくなつたと考えておりますので、今後、気運醸成のために広く活用していきたいというふうに考えているところでございます。説明は以上でございます。

【川田会長】

ただいまの説明内容につきましてご質問等ございませんでしょうか。では、山田智子委員お願いいたします。

【山田智子委員】

遅くなりまして申し訳ありません、山田です。

いろいろな北海道における気運醸成の取組ということで、様々な取組がされているかと思うんですけども、3 番目の「『こどもまんなかアクション』リレーシンポジウム in 北海道」に「子育て当事者」っていうのが、対象の最初にあったかと思うんですけれども、その「子育て当事者」って幼稚園・保育園に属していない、0・1・2 歳の親子への周知としたら、やっぱり地域子育て支援拠点を利用している方が、多くいらっしゃるかと思うんですけども、その周知の仕方、広報の工夫として、もう少し幅広く情報が届くようにしていただけたらなというふうに思いました。

私も大豆生田先生が来るらしいっていうのを川田先生からちょっとお聞きましたりしてましたんですけども、いつどこでっていうのが全然わからなくて自分で検索して調べて、そ

これから拠点の関係者の方たちにメーリングリストで知らせたりとか、自分で印刷をして、広場にポスター貼ったりとか、そして呼びかけたりしたんですね。

そこから来てくださった方もいたんですけども、もうちょっと身近なところでの広報の工夫をされていかれるといいのかなというふうに思いました。以上です。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

山田委員の方から募集期間中にご指摘をいただきまして、ご協力いただきましたおかげで参加者が増えました。ありがとうございます。ご指摘いただいたようなことがございましたので、今後の反省材料にしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

【川田会長】

その他いかがでしょうか。よろしいですか。「こもりん」の愛称は10歳の少年がつけたっていうね、なかなか表彰式も素敵でした。

そうしましたら、報告事項につきましては以上とさせていただきまして、続きまして審議事項に入ります。

«審議事項»

【川田会長】

続きまして、審議事項（1）「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例の方向性について」事務局からお願ひします。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

少子化対策推進条例の方向性についてご説明申し上げます。資料4－1をご覧ください。まず、1つの方向性についてでございますが、昨年4月に「こども基本法」が施行され、12月末には「こども大綱」が策定されるなど、国のことこども政策が大きく変化する中で、道の少子化対策推進条例については、少子化対策のみならず、こども施策全体を推進していくという国の動きのほか、こどもを取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、条例の見直しを行うことの必要性について、本審議会でご審議いただきたいと考えております。

なお、枠で囲っている部分でございますが、条例の附則において、「知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされております。

この条例は平成16年に施行されておりまして、今年で丸20年となります。こうした節目の年に見直しの必要性について検討をすることとしております。

参考資料2

次に2つ目の基本理念等の比較ですけれども、条例、こども基本法、こども大綱の基本理念等を比較した表としておりまして、主な箇所に下線を引いております。

まず条例の基本理念では、「社会全体で少子化対策を総合的かつ計画的に推進すること」や、「子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現」など、こども基本法の基本理念では、「全ての子どもが権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」ことなど、こども大綱では、「常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども等に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする」ことなどを規定しております。

次に資料4－2をご覧ください。この資料は、左側に条例の規定、右側にはこども大綱のポイントを記載している資料となっております。左側の条例についてですが、第2条において、「『少子化対策』とは、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて行うすべての取組」であることを定義しており、第8条以降では基本的施策として、保育サービス等の充実や児童虐待防止対策の充実など、個別の施策等を規定しております。

また、右側の大綱の方では、条例に具体に明記されていない事項である「ヤングケアラーチャー支援」や「居場所づくり」等の箇所に下線を引かせていただいております。資料4－1にお戻りいただきまして、最後の3番目、当面のスケジュールについてですけれども、本日の審議会ではまずは条例の見直しの必要性に関する意見交換を行っていただきまして、来月に開催予定の審議会において、改めて条例の見直しの必要性についてご意見をいただき、方向性を固めていきたいと考えております。

本日の意見交換については、条例の名称も含めてになりますけれども、条例の内容に関して、こういう点について、現状に即した見直しが必要ではないかですか、現行条例で読み込めるので、見直しの必要はないのではないかなど、自由にご意見をいただければと考えております。事務局からの説明は以上でございます。

【川田会長】

ただいまの説明内容につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

皆さんが考えておいでの中に、細かいところですけれども、資料4－1の基本理念等の比較というところの条例の下に「基本理念」があるんですけども、実際の条例では「目的」に相当する部分だと思うのですが、これはよろしいですか。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

はい。比較上、こういった整理をさせていただきました。

【川田会長】

次回2月ということなんですが、今日少し出した方がいいんですよね。何でもお気づきの点あれば、いただいた方がいいと思います。田中正治委員お願ひします。

【田中正治委員】

田中でございます。この条例の見直しについては時代時代に即してですね、それに合わせた形で、改正をするということに関しては、異論はないんですけども、これで謳うのが正しいのかどうかもわからないんですけども、実はうちでいけば、外国人が就労のために来ていただいて、子どもも一緒に来られてるんです。

そうすると、この条例の中に、そういういた外国人の定住者の扱いをどういうふうに謳われるのかというのはこれを見る限りでは、理解しづらいんですけども、また別なもので外国人については謳うのか、この条例の中にそういう方々も含めて、対応としては同じような対応になると思うんですけども、これで読む限り、そういう方々にも、対応が見づらいっていうか、見えづらいというふうに思ったんですけども、どういう方向性があるのかなっていうことお聞きしたいなと思ってます。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

ご質問ありがとうございます。こども基本法上では「全てのこども」ということで、日本人、外国人、そういう分け隔てなくということになっておりますけれども、そういう部分は条例というよりも、この後、計画のご説明をしますけれども、計画のところでの記載を含めた議論になってくるのかなと思います。条例は大枠を示すものとなりますので、そういうものについては計画でのご議論になってくると思います。

【田中正治委員】

全ての人々・方々ということはわかるんですけども、日本の教育と違って、外国から子どもさんを連れて来られている方、まず言葉から始まるんですよ。

だから同じような対応では、できない可能性もあるんですね。実際にうちの学校教育でも、外国人、日本語が全く喋れない外国人のお子さんが来て、やっぱりそういう、支援をする、教育の支援員を配置して、そういうものに対応しなきゃならない。

現場の先生方も、中学生ぐらいで、実際に昨年中学1年生で来たんですけど、その彼女は、地元の高校に入りたいと。ということは試験で入らなきゃならない。だからこの3年間で、日本の高校の教育を、どう教えようかという現場の先生方も悩んだりしてるんですね。だから「全て」はわかるんですが、同じ対応で本当にいいのかどうかっていうことはちょっと心配だなど。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

ありがとうございます。先ほど申し上げたとおり、子ども未来づくり北海道計画は、5か年計画であり、5年前とかなり社会経済情勢も変わっていますので、そういうご意見も踏まえて、次の計画に盛り込む方向性なども含めてご検討させていただきたいと思います。

【川田会長】

その他いかがでしょうか。寺本委員お願いします。

【寺本委員】

北海道医師会の寺本です。ちょっと条例についてお伺いしたいんですけど、これ少子化対策っていうのがメインになっているからだと思うのですが、こども大綱とかこども基本法とかは、子どもを中心として考えていると思うんですけれども、最後の3行ですね「子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現」っていうのは、親目線かなっていうのがありますて、最近の子どもを真ん中で考えるんだったら、「子どもが未来に」とかっていう方がいいのではないか、親が「子どもの未来に夢や希望が」でいいのかしらというのが、個人的な意見です。以上です。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、今の計画も条例も「社会全体」というものになっておりますが、ただし国の動きは「こどもまんなか」ということになっていますので、条例の名称や理念、目的とか、そういうものも作り変えていく必要があるのかなと、事務局としてはそう認識しております。

【川田会長】

その他いかがでしょうか。山田智子委員お願いします。

【山田智子委員】

今、事務局の方が言っていただいた意見に賛成なんですけれども、やはりこれまでの条例だと少子化対策っていうが前面に押し出されたものかと思いますので、やはり「子どもが」とか子どもが主体であったり、環境づくりであったり、そういうところを押し出すような内容に変えていくべきかなというふうに考えます。以上です。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

ありがとうございます。この後、説明させていただく部分もありますけれども子どもの意見反映ですか、子どもを中心に考えていく方向で整理していきたいと思います。

【川田会長】

その他いかがでしょうか。これ先ほど名称の見直しも含めてとおっしゃいました。今回、意見を出していただいて、2月のときの方向性確認とありますので、何か少しでもあったら出していただいた方がいいと思いますがどうですか。

【山田園子委員】

山田園子です。あまり内容的にわかつちゃいないかもしないんですけども、私個人的には、少子化対策推進条例って上に書かれちゃっているので、それになんか頭がいってしまって、「少子化対策が先なのか、子どもが先なのか」ってさっきからずっと考えているんですけども、子どもの明るい未来のために、その結果、少子化、少子化対策の方向性もあつたり、子育てのことがあつたり、子ども自体の意見を聞いたりっていうことかなって、そういう方向だよねって自分に自問自答してるんですが、そのタイトルのところの見方をもっと変えてやらないと、あの仮称なので違ってもいいんだろうけれども、ちょっと仮称がちょっと強すぎて、そこをもうちょっと検討した方がいいのかなと思います。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

ありがとうございます。先ほどご説明で申し上げたこの条例、平成16年に制定し、もう20年経つということで、やはり社会情勢はかなり変わってきてているということで、我々としても「少子化対策」は、「こどもまんなか」や「こども・子育て施策」の中の1つというような方向に変わってきていますので、今いただいたご意見はそのとおりだなと思って、聞かせていただきました。

【川田会長】

その他、いかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、今日いくつか出していただきましたけど、いただいたご意見を受けて、ご検討いただいたらというふうに思います。

それでは続きまして、審議事項（2）「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画の方向性について」事務局からお願いします。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

続きまして「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の方向性についてご説明させていただきます。資料5-1をご覧ください。

まず「1 方向性」についてですけれども、次期計画は子ども大綱を勘案しつつ、北海道青少年健全育成基本計画及び北海道子どもの貧困対策推進計画を統合し、一つの計画にすることとしており、本審議会のご意見をいただきながら作業を進めまして、令和6年度中に次期計画を策定することとしております。

参考資料2

次の「2 こども大綱」については、こども基本法において、大綱を勘案して、都道府県こども計画を策定すること、次の「3 次期計画のイメージ」ですけれども、こちらについては道の子どもに関する3つの計画を統合することについてのイメージをお示ししている部分となっております。

続きまして資料5－2をご覧ください。この資料の左から2つ目のブロックにあります第4期子ども未来づくり北海道計画について、本日お手元に計画の冊子をお配りしておりますけれども、この計画では、「子どもや子育てをみんなで応援」、「妊娠や出産を支援」

「子育て支援」、そして、「子育ちや自立を支援」の4つのステージを設定しまして、そのステージごとに道における様々な取組を記載しております。

次期計画の策定に当たりましては、この第4期計画をベースにしまして、こども大綱を勘案し、青少年健全育成基本計画と、子どもの貧困対策推進計画の基本方針や重点政策等をしっかりと盛り込んでいくような流れで検討を進めていきたいと考えております。

次期計画の策定に係る具体的な議論については、来年度に入ってからになりますけれども、本日の審議会では、現在の4つのステージのあり方ですか、資料5－2の一番左にあるこども大綱のブロックのところで、見づらくて申し訳ありませんが、右側にある既存の3つの計画に具体的な記載がない事項に下線を引かせていただいておりまして、これらをご覧いただいた上で、次期計画の策定に向けて、現時点で気になる点などがあればご意見をいただければと思っております。

資料5－1にお戻りいただきまして、最後に「4 当面のスケジュール」ですけれども、今年4月に新たな審議会を設置し、5月以降、新しい審議会や部会において、次期計画の策定等に向けた協議を行っていくこととしております。

この新たな審議会については、昨年8月に書面開催した第2回審議会において審議会機能の見直しについてご審議いただいたおり、子どもの未来づくり審議会や青少年健全育成審議会など4つの審議会機能を統合することや、国こども家庭審議会を参考にしつつ、新たな部会を設置することなどについて、了承をいただいたおりました。

9月以降、関係部局等と調整を進めてきておりまして、もうすぐ協議が整いますことから、年度内に関係条例を整理し、今年4月から新たな審議会として動き出すこととしております。

新たな審議会や部会の設置に関する詳細については、整理でき次第、委員の皆様に別途お知らせいたしますほか、改めて、現在の委員の皆様の委嘱手続きが必要になってきますので、お手数をお掛けいたしますが、ご協力を願いしたいと思います。事務局からの説明は以上でございます。

【川田会長】

ただいまの説明内容につきましてご質問等はございませんでしょうか。

これもちょっと細かいところなんですが、今回、こども政策全般が平仮名「こども」

になっているんですけれども、道の方は、引き続き漢字ひらがな交えて「子ども」でいくんでしょうか。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

組織的な問題がありまして、出先機関も含めて漢字（「子ども」）を使っていまして、直すのが難しい部分が現実的にあります。

我々の組織は漢字を使わせていただいているんですけど、条例ですとか、計画ですとか、そういうものは可能な限り国に合わせてひらがなを使っていきたいと思っています。

【川田会長】

ありがとうございます。それを推奨しているとか、こうした方がっていうわけではないんですけども。結構大変ですよね。書くものによって変わってしまうっていう。

では、次期の未来づくり北海道計画の方向性についてどうでしょうか。ご質問等よろしいですか。この具体的な検討は4月以降ということですね。またそこでいろいろな意見を経て、検討していくということですね。

よろしいようでしたら、審議事項(2)につきましても、以上とさせていただきまして、続いて審議事項(3)「北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画(仮称)(案)について」事務局からお願いします。

【子ども家庭支援課 武藤補佐】

子ども家庭支援課長補佐の武藤と申します。どうぞよろしくお願いします。私からは「北海道困難な問題を抱える女性等への支援等に関する基本計画」の案について資料6-1から資料6-4により説明させていただきます。

計画の策定に当たり、これまで本審議会に設置した困難女性支援部会で4回、本審議会でも、書面ではありますが素案についてご審議をいただいたところでございます。

なお、この部会につきましては本審議会の川田会長、山田暁子副会長、平井委員の3名を含め、合計5名の委員で審議をいただきました。

また、素案についてはパブリックコメントを行い、この度、案を取りまとめたところでございます。

本日はパブリックコメントの結果と、素案からの変更点についてご説明申し上げます。まず資料6-1をご覧ください。

パブリックコメントの結果についてでございます。パブリックコメントは昨年12月1日から1月4日までの間に実施し、合計28件の意見をいただいたところでございます。

資料の左側2列目、「該当の項目」があるんですけども、この欄に括弧で「対比表」とあるのは、資料6-3のページを記載しているところでございます。

参考資料2

初めに資料の5ページをご覧いただきたいと思います。区分欄のAからEについては、意見等の反映状況となっており、その内容につきましては一番下の一覧表に記載のとおりでございます。パブリックコメントでいただいた意見のうち、Aの「意見を受けて案を修正したもの」が2件ございます。

修正したものの1点目は、まず、2ページをご覧いただきたいと思います。2ページの8番の項目でございます。被害者回復支援の項目というのがあるのですが、その取組について「民間団体等による支援を追記する」という意見をいただきまして素案を修正しております。

修正の2点目は4ページの24番になります。素案の中に、「日本語の理解が十分でない外国人」という表現が数ヶ所出てきておりますが、違和感があるというご意見を踏まえ素案を修正しております。この2点の修正箇所につきましては、後ほど資料6-3でご説明いたします。

次に資料6-2をご覧ください。子ども向けパブリックコメントの結果について説明させていただきます。子ども向けパブリックコメントにつきましては、こども基本法に基づき子どもの意見を道の施策に反映させるため、今年度中に策定する道の各種計画において行ったところであり、本計画についても実施したところでございます。

1ページの1の回答者の年代についてでございますが、今回小学生10人、中学生7人、高校生10人、合計27名の方から回答をいただいたところでございます。

続きまして回答方式ですが、1ページの「2 いろいろな暴力について」から、3ページの「9 売春行為についての意識」まで8つの項目について、アンケート形式でご回答いただきました。回答結果の詳細につきましては、資料をご覧いただきたいと思います。

次に4ページをご覧いただきたいと思います。「10 その他について」という項目で、記述式の意見を伺う項目を設け、今回、高校生2人からご意見をいただいたところです。

その意見の内容は、パブリックコメントの区分C「今後の取組の参考とするもの」が1件、区分B「案と意見の趣旨が同様であるもの」が1件となっております。

続きまして、資料6-3をご覧いただきたいと思います。今回、取りまとめた案につきまして、素案からの修正事項を対比した表であります。一番左側が素案、右側が素案から変更した案となっておりまして、修正箇所にはアンダーラインを引いてあります。

以下、時間の関係からパブリックコメントによる修正事項を説明させていただきます。まず11ページをご覧ください。上段のあたり「(5) 被害者回復支援」について、先ほど説明したパブリックコメントを踏まえて、「民間団体等と連携した支援」を追加しております。

続きまして17ページをご覧いただきたいと思います。17ページの上段「④ 外国人や障がい者への啓発」の項目に2ヶ所、「日本語の理解が十分でない外国人」という表現があり、パブリックコメントの意見を踏まえて、「外国人」という表現に修正しております。

なお、同様の表現が 20 ページ、22 ページ、29 ページ、30 ページにもあり、それぞれ同様の修正をしているところでございます。

その他の修正箇所等につきましては、後ほど資料でご確認いただければと思います。

次に資料 6－4 でございます。こちらですが、素案からの修正点を反映させた 1 月 23 日の困難女性支援部会でもお示しした案となっております。

先ほど資料 6－3 の修正箇所を反映させた溶け込み版となっておりますので、説明は省略させていただきたいと思います。

最後に今後のスケジュールでございますが、本日お示しした案に、必要な文言修正等などをを行い、最終的な案を 2 月下旬に開会予定の第 1 回定例道議会で報告を行い、3 月末に正式決定となる予定となっております。以上私からの説明を終わります。

【川田会長】

ただいまの説明内容につきましてご質問等はございませんでしょうか。田中紀恵委員お願いします。

【田中紀恵委員】

田中です。すごく素朴な質問なんですけれども、この子ども向けのパブリックコメントは、私達が普段パブリックコメントするような形で実施されたのか、なかなかこれに答えるっていうことはすごいことだなと思うので、どのような感じで行ったのか教えていただけたらと思います。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

この後、資料 7 で細かくご説明したいと思いますので、そちらでご回答させていただきます。

【川田会長】

その他、いかがでしょうか。そうしましたら、審議事項（3）はここまでとさせていただきまして、続いて審議事項（4）「子どもの意見を道の政策に反映させるための取組」について事務局からお願ひいたします。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

「子どもの意見を道の政策に反映させるための取組」についてご説明をさせていただきます。

資料 7－1 をご覧ください。この取組につきましては、こども基本法第 11 条で「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるため

参考資料2

に必要な措置を講ずるものとする。」といったところが、地方公共団体等に義務付けされていることに基づく取組となっておりまして、まず資料7－1の1つ目、パブリックコメントでの意見聴取についてですが、昨年11月に書面開催した第3回審議会でご審議いただいた「条例や各種計画策定時に行うパブリックコメントで、子どもにとってわかりやすく、意見を出しやすい「仕組み」」を作成し、昨年11月28日から試行的に意見募集をスタートしております、本審議会や子ども等の意見を踏まえ、必要な見直しを行いながら、来年度以降も実施していく予定となっております。

この仕組みの全体像については、第3回審議会の資料でお示ししております、本日は資料7－2としてお配りしておりますので、参考としてご覧いただければと思います。次に、「2 主な取組」についてですけれども、参考資料を用いてご説明をさせていただきます。

まず、参考資料1ですけれども、こちらのチラシは小学生向けのチラシとなっておりまして、これとは別に中学生用と高校生用も別々に作成しております、公立と私立の各学校を通じて、児童生徒に幅広く配布をさせていただいております。このチラシに掲載している二次元バーコードをスマホで読み込んでもらうなどし、専用のホームページからご意見をいただく仕組みとなっております。

次に参考資料2をご覧ください。各計画のパブリックコメントにおいて、計画の概要を作ることになっていますが、子ども向けに「やさしい版」としてできる限りわかりやすい内容としまして、漢字にはルビ付きで作成をしております。

次に参考資料3をご覧ください。こちらについては、子ども政策局のホームページに「子どものいきん（けいかくへのいきん）」ということで専用ページを作成し、この中に様々な計画を並べ、意見を募集しております。

このページにある、「意見はこちらから」という、下の方に黄色いバナーがあるんですけれども、ここをクリックしていただくと、電子申請システムの画面に移行するようになっております。

最後に参考資料4をご覧ください。こちらについてはスマホ等で回答していただき、電子申請システムの画面がこのようになっておりまして、各計画、先ほどの困難女性支援計画の資料の中にありましたが、5択程度10問程度としまして、子どもにとってなるべく負担にならない程度のボリュームにしております。

次に資料7－1にお戻りいただきまして、「3 実施状況等」についてですけれども、昨年12月末までに開始した分としては、先ほどご審議いただいた困難女性支援計画を始め17件実施しております、年明け以降も北海道半導体デジタル関連産業振興ビジョンなど5件程度の実施を予定しております。

なお、昨年末までに実施した17の計画については、パブリックコメントの募集期間は1か月で終了しますので、既に終えておりますけれども、提出があった意見の数については、各計画に係る審議会等でまだ公表されていないということで、本日こちらの資料には載せ

ておりませんけれども、多いもので約80件、子どもに関連の薄い計画もやはりありますので、そういうものが一括の意見ですけれども、全体としては多くの意見を提出いただいているります。

そして子どもから提出のあった意見については、各計画担当課において、大人からの意見とあわせて、計画や施策への反映を検討し、その結果をホームページで公表することとしております。

また、今ご説明したこの仕組みに関しましては、専用のホームページや、児童生徒向けのチラシのわかりやすさはどうですかですかと、電子申請システムでの意見のしやすさはどうですかと、そういうことを、パブコメと一緒に子どもたちに意見を伺っておりまして、その結果を踏まえて、必要な見直しを行っていくこととしております。

なお、この仕組みに関する子どもたちからの意見については、現時点で約80件いただいているります。

最後に「4 その他の取組」についてですけれども、道としてはパブリックコメントの他にも、子どもの意見を道の政策に反映させるための取組を検討していくこととしておりまして、本日の審議会ではこの仕組みに関するご意見のほか、その他、何か有効と思われる取組がございましたら、ご意見をいただければと思います。事務局からの説明は以上でございます。

【川田会長】

ただいまの内容につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。先ほど、田中紀恵委員、こういう形だったんですけれども。

【田中紀恵委員】

はい。わかりました。子どもたちの意見を取り入れるということは、すごくいいことかなと思うんですが。2つあって、「やさしい版」を見させていただいたんですけども、もちろんルビは振っているんですが、言葉が難しくてですね。字ばっかりで、たぶんこれは頭のいい子じやなきやできないなっていうのが、私教員なので思うんですよね。

幅広く意見を取るのであれば、いろいろな立場の子もいますし、いろいろな子がいますので、例えば、子どもの場合は図にして表すとか、そういうことも考えられるのかなと思うのが一点。

そんなことはないと思うのですが、子どもの意見を取って終わり、子どもの意見を取る、施策に反映させるための取組だから、一応パブリックコメントとりましたではなくて、結構、子どもたちの将来に関わってくることが大きいなと思うので、もうちょっといろいろな子たちに、これに关心を持つてもらいたいなっていう気持ちちは私はあります。

なので、もう少し幅広い子が答えられるような仕組みも必要なのかなと思いました。

【川田会長】

はい、ありがとうございます。続けていいですか。山田園子委員、お願ひします。

【山田園子委員】

私もこの「小学生のみなさんご意見を聞かせてください！！」のパンフを孫から見せてもらったんです。それで孫にどうやってもらってきたのか聞いたんです。すると、「先生が配ったからもらった」と。

たぶん、もらった町村自体が、このことをよく理解していなくて、ただ学校に配ったと思うんですよ。ただ学校に配ったから、学校の先生も何も言わず、子どもたちに渡してきたんだと思う。

うちの孫なんかは全然プリントきちっと出さない子なので、忘れた頃に「これどうしたの」と聞いたら「いつだったかな。もらった。」と。

ある日、児童館に行ったので、児童館の先生に「これ知っていますか」と聞いたの。子どもが一番集まるところで、遊んだりできる時間があるのは、学校じゃなくて児童館ということかなと思って。そしたら、児童館の先生は知らないと言った。

児童館に（このチラシが）貼ってあったり、「こういう意見を子どもから聞いたら送つてあげてください」とか、そのぐらいあつたらいいのになと思って、児童館の先生には説明したんですけども、たぶん何も思っていなくて、そのままパスされたと思います。

それで、どんなところに置いたらいいのかな、自分の町だったらと考えてみました。何とか教室だとか、何とか少年団だとか、塾だとか、図書館だとか。学校って割と忙しくて、みんな何時までにどこどこに行かなくちゃと言って、慌てて帰っちゃったり、先生たちも休み時間に子どもたちと一緒にくつろいで何かしたりするような雰囲気じゃないのかなと、想像しているんですけども。当事者じゃないのでわからないですが。

そんな感じで、自分でスマホを持っていて、自分でやる子はできるかもしれないけど、そうじやない子たちは、小学生に関してはちょっと難しい部分もあるのかな。

この「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」を「こもりん」って十勝の子に愛称をつけさせていただいたんですけども、このマークは実際にどんなところにあるのかとか、具体的に話を聞かないと、子どもたちにはただのプリントでしかないんですよね。

それは私の町だけだったのかなって思ったのが疑問点です。取組に際して、周りの大人たち、サポートしていく大人たちはどう思っているのかなと、道の方は一生懸命スピーディーにやってくれたけど、ただ出したらいじやなくって、周りの大人たち全体の気持ちを上げていって、子どもに「どう？」と声を掛けるだとか、例えば学校の授業の中では難しいのかもしれないけれども、道徳だとか、地域活動の中で、6年に一度だけでも社会参加という感じで道のことや「道がやっていることをみんなで考えましょう」だとか、そういう取組があつてもいい。

カリキュラムはよくわからないけれども、そういうこともあってもいいんじゃないだろうか。そういうふうに、いろいろなところに取り上げる場を持っていないと、難しいのかなと。子ども会でもいいと思うんだけれども、そういうことを多方面に考えて、いろいろなところにアプローチをしていかないと、道も私も含めて、今までの大人の方向性が全然違うので、大人の方が理解できていないのかなって思います。

【川田会長】

今、2つ意見ありました。いかがでしょうか。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

ありがとうございます。まず1つ目の計画概要の「やさしい版」ですけれども、本当にこれが各所属の計画担当課で難儀しまして、何回も何回も直して、このくらいになっています。やはり言葉自体が難しくて、これにいくらルビを振ってもなかなか伝えられないというところがありますので、意見をくれた子どもたちに、この計画のやさしい版は見やすいですか、わかりやすいですか、といったところもご意見を聞いていますので、おっしゃられたように絵を入れてみるですか、もうちょっと柔らかい表現にするとか、来年度以降も勉強しながらやっていきたいと思っております。

次の意見を聞くだけじゃなくて、子どもの意見反映する、評価の部分については、先ほども少し触れさせていただきましたけれども、基本アンケート形式でやっていますので、その割合と合わせて、こういった意見が多くあった、それを踏まえて、道の計画ですか、取組に対してこのように反映していく等も含めて、道のホームページで公表するよう、各計画の担当課にはお伝えしておりますので、そういった形できちんと見える化を図っていきたいと思っております。

最後のチラシの周知を含めた部分ですけれども、今回まだ中間の取りまとめの段階ですが、やはり子どもたちは「こども基本法」自体が理解できない、併せて、やはり大人の方々も「こども基本法」、道の条例や計画もそうですが、そこの認知を高めていく取組がまず必要だというふうに考えております。

また、今回のチラシは、学校に配布させていただいたのと、北海道と教育庁の広報誌に載せていただいており、その他の児童館ですか、放課後児童クラブですか、そういうところには配布していなかった状況ですので、今後はなるべく幅広く配布していきたいと思っております。本日のご意見を踏まえまして、配り方も含めて、しっかりと対応していきたいと思います。

【平井委員】

今の内容に続くんですけども、田中委員がおっしゃったように、言葉が難しい。ルビを振ってくださっているんですが。

「やさしい日本語」ということをすすめている方々もいてですね、例えば、防災でいえば、「避難してください」ではなくて「逃げてください」と言い換えるというようなことで、そういうようなことを道も取り入れてくださって、こういうことを作っていただけたらしいかなと。

例えばこの参考資料2の4の③とかですと、私もちよつとそこはわからないんですけども、「からだや心を危険から守るため」とかではなくて、「つらく感じたり苦しく感じたり」だと、そういう言い換えが伝わるようなことを是非研修にも入れていただいて、していただけたらなと思います。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

ありがとうございます。そこはしっかり勉強させていただきます。

【川田会長】

では、寺本委員。

【寺本委員】

私も繰り返しになってしまふんですけども、子どもの持っている権利として、自分の持つ意見が政策に反映される可能性があるっていうのは、その子がエンパワーメントされて成長していく上で、子どもの持っている基本的な権利としてあるんだよっていうのはすごく大事だと思います。

この計画を今 17 個見たんですけども、絵が入っているのは1個しかなくて。なかなか、計画を子どもに説明するのは大変だと思うんですけども、子どもに聞くからには、子どもが意見を言えるようなものでなければならないというのが1点。

以前、コロナ禍で子どもたちにアンケートを取られた先生が、成育医療センターに行つたときに、意見の1個として「大人たちが4個までとか決めないで欲しい」っていう意見があつたんですよね。項目を見ていると、4個までとかになっているのが、実際に子どもとしては、枠にはめられていると考える子たちもいるんだなっていうのを、今回のアンケートの中でも4個までとかになっていますけれども、そういうのも含めて、聞くんだったらちゃんと取り入れよう、どう考えているのかをみたいっていう姿勢が必要なのかなと思いました。以上です。

【川田会長】

今の点はいかがでしょうか。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

ありがとうございます。絵が入っているのは、介護保険事業支援計画だったと思うんですけども、その辺のところをやはり初めてということで、言い訳になりますけど、そういういた絵を入れてとか、そういういた統一感もなくやってしまった部分もありますので、先ほどから繰り返しになりますが、子どもたちにとって、やはり絵を入れるっていうのは親近感が沸くというか、そういういた取組が必要だと思いますので、今後はわかりやすい資料作成に心掛けていきたいと思います。

あと、選択肢の数の問題ですが、それについては2問程度がいいとか、もっと設問数が多くてもいいとか、などについても子どもの意見を聞いておりまして、もっと多くていいというご意見も実際いただいているので、そういういたものもしっかりと踏まえながら、来年度以降、取組を進めていきたいと思っています。

【川田会長】

それでは、明石委員。

【明石委員】

明石奈々です。8歳の男の子を育てているんですけども、残念ながらこのプリントは私の手に届かなかつたっていうところがあつて、2点あるんですが。

一点目が、こういったことを策定するときに意見の数、多くあるほうがいいと思っていて、このスマホやパソコンで意見することができるっていうのは、とても便利だなと思ったんですが、家庭によっては、スマホやパソコンは勝手に触っちゃ駄目だっていうルールの家庭、多くあるんじゃないかなと思います。

私も、こういった二次元バーコードとかは、勝手に読まないようにと8歳の息子には言っておりましたので、そういういたところもあるかなと思いました。

2点目なんですが、大人が当たり前に知っていると思っていること、前提条件みたいなものを、子どもは知らないっていうところがあるなと思いまして、この質問の背景にあるものですとか、前提にあるものの認識が大人と子どもで異なる場合があるんじゃないかなというふうに考えました。

解決方法としては、質問から子どもと一緒に考えてみるっていうのはどうなのかなというふうに思いました。

どういった質問をすれば回答が引き出せるのかなっていうところを、子どもたちと一緒に考える場とか、そういういたものを持てると良いのではないかなと思いました。以上です。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

ありがとうございます。まず1点目ですが、確かに小学生ですとスマホを使えないとか持っていないとかがあると思いますので、こちらで想定していたのは、学校にデータでお送りをさせていただいて、学校で児童生徒のタブレットを用いて、クラスルームなどのアプ

りで共有してもらうことと、冬休み期間中にチラシやタブレットを自宅に持ち帰って、そこでご家族の方と一緒に画面上で二次元コードを読んでいただくとか、そういったところに期待をしていた部分がございましたけれど、実際には使えない家庭があるということを考えていませんでしたので、そこは検討していきたいと思っております。

もう1点ですが、大人が知っている前提でということで、確かにそのとおりでございまして、私の個人的な話になりますが、チラシの内容がどうなのかということをうちに子どもが3人、小中高といいますので、チラシ3種類をそれぞれ子どもに見せて、意見を聞きながら作りましたが、それは言っても難しい状況にございまして、やはりいろいろな子どもたちの意見を聞きながらやっていくのが当然必要だと思いますので、そういったところも含めてしっかりとやっていきたいと思います。

【川田会長】

では、山田智子委員。

【山田智子委員】

周知をどういうふうにしていくかっていう広報先も、子どもたちに意見を聞いたらいいいのかなっていうふうに思いました。学校がいい子もいるかもしれませんけれども、いろんなところに、やはり手を尽くして周知していくことが大事なのではないかな。

それはやはり子どもの意見であったり、子どもの近くにいる人たちの声を反映していただけたらなというふうに思いましたので。そのアンケートっていうか、子どもに聞いていくところに、そういう設問を設けたりだとか、そういうふうにされたらどうかなっていうふうに感じました。以上です。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

確かに子どもの居場所というのは、学校のほかに、塾ですか、児童館、放課後児童クラブとか、本当にバラバラで様々なところに周知していく必要があると思っていますので、そういったところも子どもたちの意見を聞きながらも、なるべく幅広に周知していきたいと考えております。ありがとうございます。

【川田会長】

その他いかがでしょうか。

今回こども大綱から、子ども施策の変化の中で、子どもの意見を社会にいろいろと取り入れていくっていうのはすごく大きなポイントじゃないかなと考えると、この子どもの意見を取り入れる方法とか、そういう周知の仕方とかその辺りについて、もしかすると何かワーキンググループのようなものを作ったりだとかして、先ほどの「やさしい日本語」の話であったりとか、子どもの近くにいる先生方であったり、いろいろな当事者専門家の

方の意見を取り入れたものをしてみるっていうのもどうかなというふうにちょっと思いました。

それで言うと条例の中にですね、やっぱり意見表明権については明確にした方がいいのではないかというふうに、これは個人的な意見です。

その年齢発達に応じてという、尊重するという文言が、大綱の中にもあるんですけれども、それは「年齢・発達をわきまえさせる」という意味ではなくて、「年齢・発達に応じて」その子どもたちの真の声を拾うという、そういう大人の側の問題かなと考えると、意外と今回のこの子どもから意見を集めるこの仕組み・取組は重要なものではないかなと感じましたので、僭越ながら申し添えておきたいと思います。

【山田暁子委員】

山田でございます。私も子どもたちの意見をどのように聴取していくかというところについての意見です。

私も同じく小中高と子どもがおりまして、こういうチラシを持って帰ってくるんですけれども、誰1人として、自分から見て、読んで、意見を書こうっていうところに時間と意欲を割こうという子どもが残念ながらおりませんで、それでどうしたらいいかなと思うんですけれども、子たちがやはり学校教育の中で自分の意見を言って、そしてそれが反映されていくっていう経験をしていくことが非常に重要なんじゃないかなと思っています。

それは、有権者教育ということにもなりますし、自分の意見で社会を変えていくっていう、それを実感する機会にもなると思っています。

なかなか学校も忙しくてですね、そのために1時間取ってくださいって言っても難しいんだろうなというふうに思うんですけども、たくさんある計画の中で、特に子どもに関する今回のような基本計画については、例えば全道でモデル学校、学級、学年なりをピックアップをして、その中で、やはり先生にリードをしていただきながら、内容を理解して、且つ、今タブレットを各自持っているという状況ですので、タブレットを使いながら意見を発信するっていうところまで可能な子はできるかと思います。

そこで一度体験をすると、こうやってできるんだっていうことがわかってですね、次はまた同じような紙が回ってきたときに、読んでみようかなっていうふうになるのではないかなと思いました。

なかなかこれを配って、見て、自分からっていうのは、一度体験をしてみないと、難しいですし、その時にはやはり大人のサポートというのが必要になるのではないかなと思いましたので、是非忙しいと思うんですが、大事な教育だと思いますので、学校教育の中で時間をとって、取り組んでいただけたらと思います。以上です。

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

参考資料2

今回のこのパブリックコメントの仕組みは、あくまで電子申請で機械的にやっている形ですので、我々としては、来年度は計画の見直しがありますので、地域に出向いて子どもたちの意見を聞くという取組は、必要だと考えております。

また、本日のご意見を踏まえてタブレットも使いながら、学校に負担を与えない形と子どもが意見を出しやすい形を考えていきたいと思います。ありがとうございます。

【川田会長】

その他ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、本日の議事については、すべて終了となります。進行を事務局にお返しいたします。

《閉会》

【子ども政策企画課 夕下課長補佐】

川田会長、委員の皆様、ありがとうございました。

本日の議題であります条例や計画、子どもの意見反映などにつきましては、これから本格的な議論に入ってまいりますので、今後とも引き続きご審議にご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。それでは、これをもちまして、令和5年度第4回北海道子どもの未来づくり審議会を閉会させていただきます。

委員の皆様、本日はありがとうございました。(了)